



財務局長会議で挨拶をする自見大臣
(11月1日)



ラガルド国際通貨基金 (IMF) 専務理事 (左)
と握手する自見大臣 (右) (大臣室にて)
(11月11日)

目次

【フォトギャラリー】	2
【トピックス】	
○「資本性借入金」の積極的活用について	3
○公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する当面のアクションプランの再改訂について	5
○平成 23 年金融商品取引法等改正 (6 ヶ月以内施行) に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について	6
○金融商品取引業者等の自己資本規制比率に関する告示等の一部改正 (案) に対するパブリックコメントの結果等について	7
【お知らせ】	8
【金融ここが聞きたい!】	13
【11 月の報道発表】	14
【11 月のアクセス数の多いページ】	15

【フォトギャラリー】

ラガルド国際通貨基金（IMF）専務理事との会談の様様

※自見大臣は、11月11日（金）に来日したラガルドIMF専務理事と金融庁大臣室で会談を行いました。（以下写真）



財務局長会議の様様

※11月1日（火）に開催された財務局長会議（以下上段写真）で挨拶をする中塚副大臣（下段写真左）、大串大臣政務官（下段写真右）。



【トピックス】

「資本性借入金」の積極的活用について

1. 金融検査マニュアルの運用明確化の概要

金融庁では、平成23年11月22日、「『資本性借入金』の積極的活用について」について、[大串内閣府大臣政務官による記者会見](#)を行うとともに、金融庁のウェブサイトで公表しました。

「資本性借入金」とは、償還期間が長期に亘るなど、貸出条件が資本に準じた借入金のことであり、金融検査マニュアル上、「借入金」であっても「資本」とみなして取扱うことが出来るものを言います。

この「資本性借入金」については、これまでは、特定の貸付制度を例示しつつ、その制度であれば「資本性借入金」とみなすことができる旨が記載されていました。

このため、例えば、償還条件については、具体的に何年以上であれば「資本性借入金」と認められるかについて、必ずしも明確ではなかったことから、これを明確化するため、この度、「資本性借入金」とみなすことが出来る条件を直接明記する形に改めました。

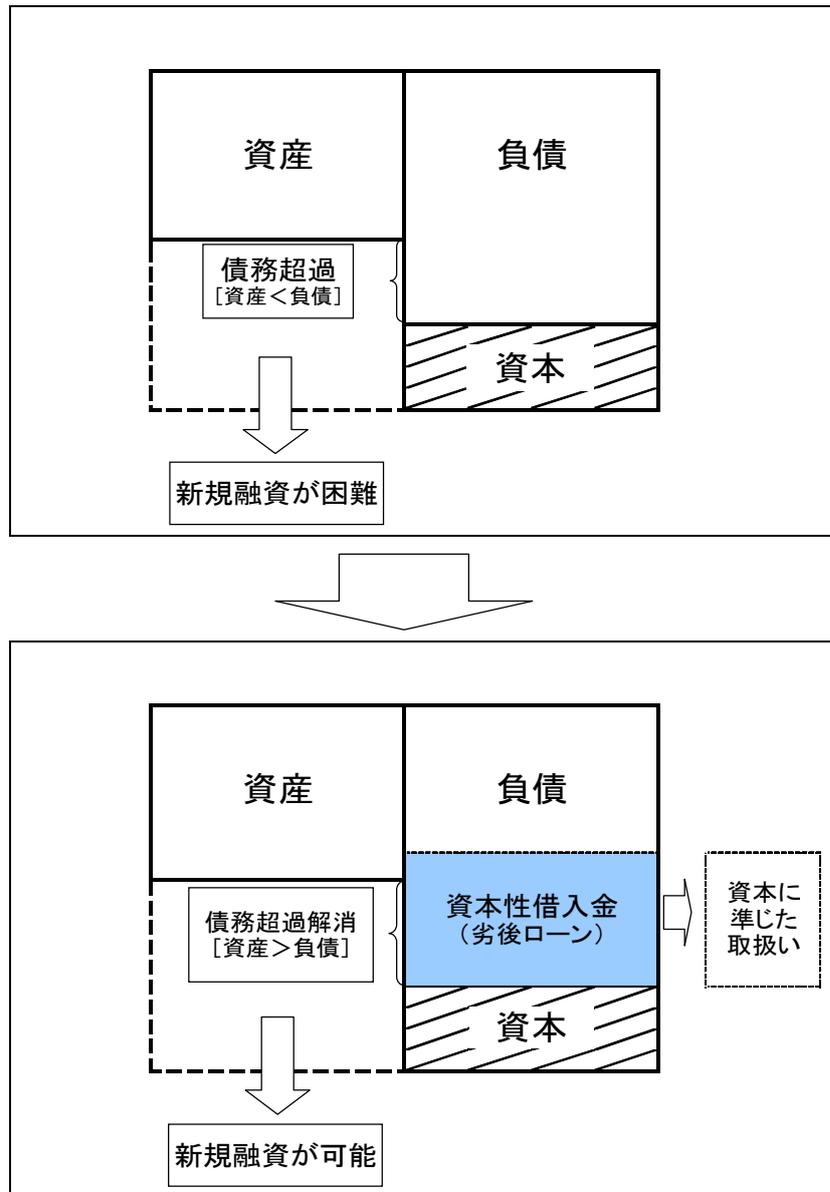
従前	明確化後
<p>○特定の貸付制度を例示しつつ、当該制度であれば「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことができる旨を記載。</p>	<p>○「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことができる条件を直接明記。</p>
<p>○当該貸付制度の商品性は以下のとおり。</p>	<p>○条件は以下のとおり。</p>
<p>[償還条件]</p> <p>・<u>15年</u></p>	<p>[償還条件]</p> <p>・<u>5年超</u></p>
<p>[金利設定]</p> <p>・業績悪化時の<u>最高金利0.4%</u></p>	<p>[金利設定]</p> <p>・「<u>事務コスト相当の金利</u>」の設定も可能</p>
<p>[劣後性]</p> <p>・<u>無担保</u>（法的破綻時の劣後性）</p>	<p>[劣後性]</p> <p>・必ずしも「<u>担保の解除</u>」は要しない （但し、一定の条件を満たす必要）</p>

2. 運用明確化による効果

「資本性借入金」活用の効果については、例えば、震災の影響で資本が毀損している企業について、既存の借入金が「資本性借入金」に変更され、資本とみなされれば、下図の上段のバランスシートのように、負債が資産を上回っている「債務超過」の状態から、下段のように、資産が負債を上回る状態となり、「債務超過が解消」されることとなります。このように、バランスシートの改善が図られる結果、その企業が金融機関から新規融資を受けやすくなるなどの効果が期待されます。

「資本性借入金」による効果

【中小企業の貸借対照表(B/S)】



また、関係省庁等においては、今般の措置も踏まえ、本スキームを前提とした以下のような制度を構築しています。

(1) 政府系金融機関による「災害対応型劣後ローン」の供給（三次補正）

○政府系金融機関が、旧債務の負担等により新規融資を受けることが困難な被災中小企業に対して、「資本性借入金」の条件に合致した劣後ローンを供給。

(2) 「産業復興機構」等による被災企業の旧債務の「資本性借入金」への転換

○被災県に設立される「産業復興機構」が、被災企業の旧債務を民間金融機関等から買取り、「資本性借入金」の条件に合致した劣後ローンに転換。また、「東日本大震災事業者再生支援機構」の買取り債権については、本スキームの条件も考慮しつつ、今後、関係機関において取扱いを検討。

さらに、民間の様々な主体においても、本スキームを積極的に活用することが期待されます。

[活用例]

(1) 日本政策投資銀行と地方銀行との連携ファンド等による活用

○日本政策投資銀行と地方銀行とが連携して設立したファンド等が、劣後ローンを供給する場合においても、条件面で、より弾力的な対応が可能。

(2) 被災企業を支援する小口出資ファンドによる活用

○小口出資ファンドのような匿名組合出資方式のファンド等においても、本スキームを活用することが可能。

3. 周知等

「資本性借入金」の積極的な活用を促進するため、以下のとおり、今般の措置の周知徹底を図ることとしています。

(1) 金融機関の方々に対しては、金融関係団体を通じて、周知徹底を図るとともに、積極的な活用を要請しております。また、被災地においては、12月に説明会を開催しており、その他の地域についても1月中を目途に説明会を開催する予定です。

(2) 中小企業等の方々に対しては、中小企業関係団体を通じて、広報を実施するとともに、全国の財務局においても、説明会を開催しています。

「資本性借入金」について、説明会の開催や講師派遣のご要望のある方は、お近くの財務局までお問い合わせ下さい。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「資本性借入金」の積極的活用について \(11月22日\)](#) にアクセスしてください。

公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する 当面のアクションプランの再改訂について

1. これまでの取組み状況

- (1) 公認会計士試験合格者等が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、平成21年4月より、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、経団連・金融4団体で意見交換会が開催され、同年7月に、課題解決に向けて必要な当面の対応策について、中間取りまとめ及び当面のアクションプランが取りまとめられました。さらに、昨年も、11月に意見交換会が開催され、同アクションプランを改訂、新たな施策が追加されたところです。
- (2) その後、各メンバーにおいて取組みが進められた結果、活動領域の拡大はある程度進んでいると考えられますが、合格者が経済社会において幅広く活躍していると言えるまでには至っていないものと考えられます。このため、さらに実行可能な対応策がないかどうか、これまでの枠組みにとらわれずに、関係者間でもう一段の検討を進めることが必要との観点から、本年も8月以降、意見交換会において検討が行われてまいりました。
- (3) そして、本年11月、意見交換会で議論された施策をとりまとめ、当面のアクションプランを再改訂するとともに、各メンバーが再改訂後のアクションプランに沿って積極的に取組みを進めることが合意されました。

2. 当面のアクションプラン（再改訂）のポイント

- (1) 中小監査法人における有期雇用等による監査業務の補助に係る枠組みの整備
○中小監査法人において、合格者を有期雇用し、又は業務委託契約を締結して、監査業務の補助を行わせる枠組みを整備
- (2) 経済界における合格者の更なる採用の呼びかけ
○経済団体や証券取引所の協力を得て、PRチラシの配布や、EDINETや各種団体のサイトトップページへの掲載を通じ、経済界に対し、有期雇用やコンサルティング会社等において財務分析に関する事務を行う場合であっても資格取得が可能であることを周知し、合格者のさらなる採用を呼びかけ
○証券取引所の協力を得て各企業に対してアンケートを実施し、合格者の採用実態等を把握

(3) 実務従事の対象の拡充

- 資格取得の要件となる実務従事の対象を、開示会社、開示会社及び資本（出資）金5億円以上の法人の連結子会社（海外の子会社も含む）において、原価計算や決算書類作成等の財務分析に関する事務を行う場合や、国及び地方公共団体において検査等以外の実務（財務分析）を行う場合にも拡大
- 実務に従事する場合の雇用形態について、正職員以外の場合も排除されないことを明確化

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会当面のアクションプランの再改訂について」](#)（11月2日）にアクセスしてください。

平成23年金融商品取引法等改正（6ヶ月以内施行）に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、平成23年金融商品取引法等改正（6ヶ月以内施行）に係る政令・内閣府令案等につきまして、平成23年8月30日（火）から平成23年9月30日（金）にかけて公表し、広く意見の募集を行い、その結果等を平成23年11月11日（金）に公表しました。

本件の政令は、平成23年11月11日（金）に閣議決定され、内閣府令と併せて、平成23年11月16日（水）に公布されました。本件の政令・内閣府令は、平成23年11月24日（木）から施行されています。本件の政令・内閣府令の概要は、以下のとおりです。

1. 保険会社のグループ内における業務の代理・事務の代行の届出制への移行

グループの範囲として、当該保険会社の子法人等、議決権の50%超を保有する主要株主又は兄弟会社等に該当する者を規定しました。

2. 資産流動化スキームに係る規制の弾力化

- (1) 資産流動化計画の変更に係る規制の緩和として、変更に係る届出が免除となる「軽微な変更」の範囲の規定
- (2) 資産取得に係る規制の見直しとして、資産取得に際し、信託設定義務等が免除される「従たる特定資産」の具体的な要件の規定
- (3) 資金調達に係る規制の見直しとして、つなぎ資金等の借入れ(特定借入れ以外の借入れ)に係る要件の緩和等を行いました。

3. 無登録業者による未公開株等の取引に関する対応

取引の無効ルールの対象となる有価証券について、社債、株式、新株予約権等を規定しました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「平成23年金融商品取引法等改正（6ヶ月以内施行）に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」](#)（11月11日）にアクセスしてください。

金融商品取引業者等の自己資本規制比率に関する告示等の一部改正（案） に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「金融商品取引業者等の自己資本規制比率に関する告示等の一部改正（案）」について、平成 23 年 7 月 5 日（火）から平成 23 年 8 月 5 日（金）にかけて広く意見の募集を行い、平成 23 年 11 月 22 日（火）にパブリックコメントの結果を公表し、告示等の一部改正を行いました。

改正の概要は以下のとおりです。

1. 「金融商品取引業者等の自己資本規制比率に関する告示等」の一部改正の背景・経緯

- (1) 平成 22 年金融商品取引法改正により、証券会社に対するグループベースの監督規制（連結自己資本規制比率等）が本年 4 月より導入され、証券会社に対しては、現在、単体、川下連結、川上連結の 3 つの自己資本規制が課されています。
- (2) 平成 21 年 7 月に「バーゼル II の枠組み強化に関する最終文書」（通称バーゼル 2.5）が公表され、主として証券化商品や市場リスクの取扱いの強化が合意されました。そこで本年 12 月末までの実施が国際的に求められていることを受け、本年 5 月 27 日川上連結規制が改正されました（当該改正は、銀行の連結自己資本比率規制の告示と同様です）。
- (3) 単体告示・川下連結告示については、証券会社のビジネスモデルを踏まえ、流動性の低い資産については保守的な取扱いとしつつ、主要な要素である市場リスクの算出については、バーゼル II と基本的には同じ計算方法とされているところです。
- (4) 今回、市場リスクに関する部分について、単体・川下連結告示においても、川上連結告示と同様の見直しを行ったものです。

2. 主な内容

- (1) 証券化商品・再証券化商品のリスク・ウェイト引き上げ
- (2) 外部格付使用に係るモニタリング要件の導入
- (3) トレーディング勘定に係るストレス VaR、追加的リスク（信用リスク）の捕捉等
- (4) 期待エクスポージャー方式の導入
- (5) その他（政府債の範囲の明確化。内部管理モデル方式の要件について川上連結告示との平仄）

3. 実施期日等

改正された本件告示等については、平成 24 年 3 月 31 日から適用されます（ただし、銀行持株会社、銀行、指定親会社の子法人等である金融商品取引業者については、平成 23 年 12 月 31 日から選択適用が可能です）。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「金融商品取引業者等の自己資本規制比率に関する告示等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」（11 月 22 日）](#)にアクセスしてください。

【お知らせ】

○「東日本大震災関連情報」について

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

○金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL：<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

金融機関の電話相談窓口

(URL：<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

○金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL：<http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



○金融庁ツイッター「金融庁関連情報」(URL：http://twitter.com/#!/fsa_JAPAN)

○「金融庁の1年（平成22年事務年度版）」について

金融庁の平成22事務年度における様々な取組みを、制度の企画立案・検査・監督の各般にわたって取りまとめた「金融庁の1年」が公表されました。

平成22事務年度（22年7月～23年6月）においては、（1）世界的な金融危機の再発防止に向けた国際的な金融規制改革の議論に引き続き積極的に参加するとともに、（2）我が国経済の成長力の向上に金融面で貢献するための施策を推進してまいりました。そして、（3）23年3月に発生した東日本大震災については、金融機能の維持等に万全を期す対応を行いました。

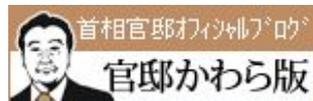
本冊子が、国民の皆さんにとって、金融庁並びに金融行政に対する理解を深めていただくきっかけとなれば幸いです。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「金融庁の1年（平成22事務年度版）」について（11月15日）](#)にアクセスしてください。

○「官邸かわら版」の活用について

内閣広報室では、9月12日に野田内閣が進める重要政策について、総理の思いや取組み状況等を国民に分かりやすく伝えるために、首相官邸オフィシャルブログ「官邸かわら版」を開設しました。

金融庁におきましても、金融庁ウェブサイト及び金融研究センター・証券取引等監視委員会・公認会計士監査・審査会のウェブサイトに以下のバナーを設置しています。



「官邸かわら版」

URL : <http://kwaraban.kantei.go.jp/>

○「e-Gov 電子申請システム」ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「[e-Gov 電子申請システム](#)」の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「[申請・届出などの手続案内](#)」の「[法令一覧による検索](#)」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov 電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも24時間手続きができます。
(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。
(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要のあるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは [e-Gov トップページ](#) の「[電子申請とは](#)」をご確認ください。

その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。
くれぐれもご注意ください。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

- 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。
⇒ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に
関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、
金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。
これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に
関わらないようにしてください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。
少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧め
します。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）
の登録を受けているかを確認できます。
- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
 - ・その信用力などが保障されているものではありません。
 - ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供ください。

- 金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日10時00分～17時00分）
電話（ナビダイヤル）：0570-016811
※IP電話・PHSからは、03-5251-6811におかけください。
FAX：03-3506-6699

※詳細はこちらにアクセスしてください。

- ・ [投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）
- ・ [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

○皆様からの情報提供が市場を守ります！

[証券取引等監視委員会](#)は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。

<個別銘柄に関する情報>

- ・ 相場操縦（見せ玉や空売りによるものなど）
 - ・ インサイダー取引（会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど）
 - ・ 風説の流布（ネット掲示板の書き込みやメールマガジンによるデマ情報など）
 - ・ 疑わしいディスクロージャー（有価証券報告書や適時開示など）
 - ・ 疑わしいファイナンス（架空増資や疑わしい割当先など）
 - ・ 上場会社の内部統制の問題
- ・・・ など

<金融商品取引業者等に関する情報>

- ・ 証券会社や外国為替証拠金取引（FX）業者、運用業者、投資助言・代理業者などによる不正行為（リスク説明の不足、システム上の問題など）
 - ・ 経営管理態勢や財務内容に関する問題（リスク管理、分別管理、自己資本規制比率の算定など）
- ・・・ など

<その他の情報>

- ・ 疑わしい金融商品や疑わしいファンド（投資詐欺的な資金集めなど）、無登録業者に関する情報
 - ・ 市場の公正性を害するような市場参加者（いわゆる仕手グループなど）に関する情報
- ・・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。なお、株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています（個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください）。

インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[情報受付窓口](#)からお願いします。



一般からの情報提供を求めるポスター

◆ 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

直 通：03-3581-9909（情報受付窓口直通）

FAX：03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

○新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

○証券取引等監視委員会ウェブサイトにてメールマガジン配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**メールマガジン配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージを電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[「メールマガジン配信サービス」](#)に、英語版の登録は[「Subscribing to E-mail Information Service」](#) にアクセスしてください。

○公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。さらにご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[「記者会見」](#)のコーナーにアクセスしてください。

Q：銀行の決算についてなんですけれども、メガ（バンク）や大手銀の中間決算が出そろったと思うのですが、その中身について、国債収益依存の高さなどを確認された部分もあると思いますが、銀行のビジネスモデルについて、今回の決算を受けてどのような感想を持たれたのかということをお願いします。

A. 公表された主要行等（7グループ）の決算を見ると、各行でばらつきがありますが、全体とすれば、与信関係費用が減少し、国債等債券関係損益が引き続き好調である一方、資金利益や株式等関係損益が悪化する中、平成23年9月末までの最終的な利益、中間期純利益ですけれども、各グループ業績予想を上回っているものと承知をいたしております。

当庁としては、引き続き、銀行経営の状況について注視してまいり所存でございます。

[【平成23年11月15日（火）閣議後記者会見】](#)

Q：（中小企業金融）円滑化法の申請をしている企業でも、倒産件数が増えてきていると。信用調査会社の集計ですと、円滑化法を申請しても結局倒産をしてしまう企業というのが今足元で増えてきているという状況がありまして、この現状というのはどのように今受け止められておりますか。

A. 中小企業金融円滑化法で少し倒産が減ってきたというようなことがあります。やはり円高やヨーロッパのソブリンの問題、それからアメリカの景気の下振れリスクの問題等々、非常に景気が思わしくないというのが世界の経済の実態でもございまして、そういった意味で企業は、特に日本の場合には非常に円高の影響を受けています。私の選挙区でも輸出関連産業の中小企業が多いのですが、そういったところは、為替の介入や円高対策、今度第3次補正予算でもやりますけれども、そういったことが関係あるのかなというふうに思っております。

特に私がこの前申し上げましたように、中小企業金融円滑化法というのは、全会一致で延長させていただきました。色々日本の地方を回って、金融機関にも、それから中小企業団体にも、中小企業金融円滑化法を延長すべきだということで各党からご理解いただいたわけです。今度は金融というのは私から言うまでもなく、金融規律ということが大事ですから、そういったことも含めて、やはり私が国会でもよく言っていますように、（民間金融機関の）貸付原資は一般の人様から預かってきた預金でございまして、金利をつけて返すというのが民間金融機関の原則でございまして。（金融庁が）所掌しているのは民間金融機関でございまして、民間金融機関を所掌する人間として、当然、金融機能強化法なども作らせて頂きます。補強対策、あるいは震災特例のようなこともさせていただいております。これは当然のことだと思っておりますけれども、そんなことも色々なファクターを考えながら、しっかり立ち止まって考えたいというふうに思っています。

[【平成23年11月15日（火）閣議後記者会見】](#)

Q：被災地の4信金が、改正金融機能強化法の活用を申請しましたがけれども、これについて同法の活用の広がりも含めて大臣の所感をお願いします。

A. 4金庫の金融機能強化法の活用の検討は、震災からの復興に向け、各地域において、将来にわたって円滑な金融仲介機能を発揮していくためのものと承知しており、当庁としては、こうした取組みを高く評価いたしております。

今後、本件に関する各金庫からの相談等に対しては、信用金庫の中央組織である信金中央金庫や東

北財務局とも連携し、積極的かつ前向きに応じてまいりたいと思っています。
また、申請がなされた場合には、法令等に則り、迅速な審査に努めてまいりたいというように思っております。

実際、私も被災3県に行かせて頂きまして、今回の4つの信用金庫のうち宮古信用金庫、石巻信用金庫、あぶくま信用金庫では、理事長とお会いをしております、被災の状況というのは、自分自身でも胸を痛めながら話を聞かせて頂いたということを鮮烈に覚えております。一日も早く、今言いましたように円滑な金融仲介機能を発揮して頂きたいと思っております。金融機関というのは、その先に中小零細企業がついていますし、その人たちにお金を貸しているわけですので、当然、地域の金融機関として住宅ローンとかに貸出しているわけです。今はちょっと（返済を）猶予しているようなところもございますけれども、昨日もおかげさまで（約）12兆の補正予算を通過をさせて頂いたわけがございます。1000年に一遍の津波だと言われるわけがございますから、そういった時期にしっかりと地域の円滑な金融仲介機能を将来に亘って発揮して頂きたいというふうに思っております。

【平成23年11月22日（火）閣議後記者会見】



【11月の報道発表】

11月1日	アクセス	MF Global FXA 証券株式会社に対する行政処分について
2日	アクセス	公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会当面のアクションプランの再改訂について
4日	アクセス	平成23年金融商品取引法等改正（1年以内施行）に係る政令・内閣府令案等の公表について
	アクセス	保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ（第6回）議事次第
7日	アクセス	金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」（第4回）議事次第
8日	アクセス	「中小企業の会計に関する基本要領(案)」の公表について
10日	アクセス	企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議議事次第
11日	アクセス	平成23年金融商品取引法等改正（6ヶ月以内施行）に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について
14日	アクセス	株式会社ジャストシステムとの契約締結者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
15日	アクセス	「金融庁の1年（平成22事務年度版）」について
17日	アクセス	121証券株式会社に対する行政処分について
	アクセス	第42回金融トラブル連絡調整協議会の開催について
	アクセス	保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ（第7回）議事次第
21日	アクセス	第7回金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」議事次第
22日	アクセス	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について
	アクセス	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	金融商品取引業者等の自己資本規制比率に関する告示等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	「資本金性借入金」の積極的活用について

24日	アクセス	「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
25日	アクセス	金融審議会委員の任免について
28日	アクセス	保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ（第8回）議事次第
	アクセス	「金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令」及び「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第八章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令」の公表について
29日	アクセス	「監督指針案及び金融検査マニュアル案」に対するパブリックコメントの結果について
30日	アクセス	「行政処分事例集」の更新について
	アクセス	MF Global FXA 証券株式会社に対する行政処分（延長）について
	アクセス	貸金業関係資料集の更新について
	アクセス	東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（8月末）
	アクセス	マークより公表ページを見ることができます。

【11月のアクセス数の多いページ】

このコーナーは11月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。
 なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- ・[金融庁が検査実施中の金融機関](#)
- ・[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- ・[平成23年金融商品取引法等改正（1年以内施行）に係る政令・内閣府令案等の公表について](#)
- ・[中小企業等に対する金融円滑化対策について](#)
- ・[公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会当面のアクションプランの再改訂について](#)
- ・[無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について](#)
- ・[平成23年金融商品取引法等改正（6ヶ月以内施行）に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- ・[金融機関における本人確認について](#)
- ・[預金保険制度](#)
- ・[「資本性借入金」の積極的活用について](#)

以上